

愛知県商業・まちづくりガイドライン

平成19年10月
愛知県産業労働部

目 次

| | | |
|------|-------------------------|----|
| 1 | ガイドライン策定の背景 | 3 |
| 2 | ガイドライン策定の目的 | 4 |
| 3 | ガイドラインの内容 | 5 |
| (1) | 大規模小売店舗等の適正立地に係る県の考え方 | 5 |
| ア | 市町村における取組の誘導 | 5 |
| イ | 適正立地のあり方 | 6 |
| ウ | 市町村の自主的な施設配置の検討を促す仕組み | 8 |
| (2) | 事前協議のルール化と地域貢献の促進 | 9 |
| ア | 事前協議のルール化－出店概要書に係る諸手続 | 10 |
| イ | 自主的な地域貢献の促進－地域貢献に関する諸手続 | 13 |
| 4 | ガイドラインの施行及び適用時期 | 16 |
| (別表) | 地域貢献活動事例一覧 | 17 |
| | 地域貢献活動の内容（事例） | 19 |

1 ガイドライン策定の背景

- 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（以下、大店立地法という。）の対象となる店舗面積 1,000 m²超の商業施設）等は今や人々の日常生活に欠かせない施設となっています。しかしながら、無秩序な郊外出店により、都市インフラ整備費が増大しているとともに、大型化・複合化による商圈の拡大が進展し、中心市街地の空洞化等を助長しています。
- そうした中、いわゆる「まちづくり3法」のうちの中心市街地活性化法と都市計画法が改正され、郊外への大規模集客施設（床面積 1 万 m²超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等）の出店が規制強化されるとともに、中心市街地への様々な都市機能の集中のための支援措置が充実されました。将来の本格的な人口減少、超高齢社会に対応するため、国をあげて商業施設や住宅などの都市機能の拡散を防ぎ、中心市街地に機能を集中させることで、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを目指すこととされました。
- 大規模小売店舗の出店・退店が住民生活や地域経済に与える影響は非常に大きいにもかかわらず、現在、地域商業者・経済団体はその出店情報の早期入手も困難で、大規模小売店舗の適正な立地についてまちづくりの観点からの参画も十分にできない状況にあります。

そのため、地域商業者等を支援する組織である愛知県商工会議所連合会や商店街を代表する組織である愛知県商店街振興組合連合会等から、大規模集客施設の準工業地域への出店のあり方を示すとともに、出店情報の早期開示を行い、地域に対して社会的責任を果たすためのガイドラインの制定を求める要望書等も提出されています。
- また、大規模小売店舗の出店競争が激化したことで、都市インフラの整備等から見て、必ずしも出店に適していないと思われるような地域への出店も増加しており、周辺環境との調和が困難になってきています。そのため、地域住民や各関係機関との協議に従来よりも時間を要するようになってきています。

2 ガイドライン策定の目的

前述のような状況を受け、愛知県は次の課題に対処することを目的として「愛知県商業・まちづくりガイドライン」を策定します。

(1) 商業施設等の都市機能の市街地集約の手順や進捗度合いについては、市町村ごとで事情が大きく異なりますが、全体的に見て、無秩序な大規模小売店舗等の立地は市町村の都市インフラの整備・維持管理コストを増大させる懸念があります。

そこで、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりのために、**中心市街地へ集中を図るべき都市機能、とりわけ商業機能を中心に、県がその適正立地に関する考え方を示すことで、市町村における自主的な立地の誘導と抑制のための取組を促す必要があります。**

(2) 大規模小売店舗が地域経済や住民生活に与える影響は大きいので、事業者はまちづくりの観点から、地域との調和に努力する必要があります。

また、環境への周到な配慮、地域住民等の理解の促進、計画変更等の手戻りの防止といった観点から、大店立地法等に基づく手続きに先立って、協議を行う期間を十分に確保することは、地域住民・事業者等と大規模小売店舗の事業者双方にとってメリットがあります。

そのため、**早期の情報開示や現在行われている関係法令に関する関係行政機関との任意の事前協議をルール化することで、円滑で十分な協議期間と手段を確保することが必要です。**

(3) また、**企業の社会的責任（CSR）が重要視されてきており、大規模小売店舗の事業者は必要な地域貢献を果たすとともに、積極的に地域との対話を行うことで、地域の発展と豊かなまちづくりの実現を目指す必要があります。**

大規模小売店舗の地域貢献については、事業者があくまで自発的に行うことが原則であり、強制することはできませんが、地域貢献に熱心な大規模小売店舗が地域の消費者に支持される仕組みをつくることは、豊かで住みよいまちづくりを推進するとともに、地域との共生を深めることにつながり、事業者にも利益のある取組みです。

3 ガイドラインの内容

(1) 大規模小売店舗等の適正立地に係る県の考え方

(市町村に対するもの)

ア 市町村における取組の誘導

- まちづくり3法が改正され、大規模集客施設の郊外立地の抑制と中心市街地への都市機能の集中が図られることとなりました。
- 改正都市計画法では、特に大規模集客施設については、制限なく建設できる用途地域が、商業地域、近隣商業地域、準工業地域の3地域に絞られました。(従前は第二種住居地域、準住居地域、工業地域についても制限なし。)
- さらに、国は**3大都市圏以外の地方都市においては、当該市町村のすべての準工業地域について、大規模集客施設の立地を規制するような措置(特別用途地区の設定等)を講ずることを中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画の認定条件**としました。
- 本県の都市計画区域内では、東三河部がこの地方都市に該当するため、準工業地域の全域での大規模集客施設の立地規制が基本計画認定の条件になりますが、尾張部及び西三河部は、3大都市圏内であり地方都市に該当せず、準工業地域への規制は中心市街地活性化計画の認定条件とはなっていません。
- しかしながら、中心市街地への都市機能の集中は、人口減少・超高齢社会に対応した持続可能で歩いて暮らせるまちづくりにとって必須であり、3大都市圏内か否か、あるいは中心市街地活性化基本計画を策定するか否かに関わらず、すべての市町村が検討を始めなければならない課題です。
- そこで、県が日常生活に影響の大きい主要な都市機能である**大規模小売店舗等(床面積1万㎡超の大規模集客施設及び店舗面積1千㎡超の大規模小売店舗)**の適正立地に関する考え方を示し、まちづくりの主体である**市町村**に対し、**その適正立地についての取組を促す**こととします。

イ 適正立地のあり方

県は大規模小売店舗等の立地について、次のように考えますので、各市町村においては、この考え方を参考として、地域の実情に応じて、立地を誘導又は抑制してください。

- ① 市町村においては、中心市街地の活性化を図るため、独自の商業やまちづくりに関する振興計画等により大規模小売店舗等の立地を誘導すべき地域を定め、その誘導すべき地域には、重点的に施策の展開を図る必要がある。
- ② 誘導すべき地域の検討に当たっては、人口集積、商業集積、公共交通機関等のアクセスの利便性、道路交通ネットワークの安全性・円滑さ等を総合的に勘案することが必要である。
- ③ その一方で、郊外地域への大規模小売店舗等の立地を抑制する必要がある、とりわけ、準工業地域は用途制限が緩く、その分布の状況も様々で、大規模小売店舗等の立地に適している地域だけでなく、立地が適当でない地域が多く存在しており、今後のまちづくりにおいて、市町村が準工業地域における大規模集客施設の立地をどう抑制するかが大きな鍵となる。
- ④ このため市町村においては、大規模小売店舗等の立地を誘導すべき地域を除き、準工業地域への大規模集客施設の立地を原則として抑制することが望ましい。

- これからの人口減少・超高齢社会に的確に対応するとともに、中心市街地の活性化を促し、将来の都市インフラの維持管理コストを抑制するためには、商業施設を始めとする様々な都市機能のある一定の区域に誘導・集中することが必要です。

したがって、市町村においては、独自の商業やまちづくりに関する振興計画等により中心市街地等（中心市街地活性化法に定める中心市街地及びこれに相当する地域）の大規模小売店舗等の立地を誘導すべき地域を定め、その誘導すべき地域には、中心市街地活性化法の特例区域や、市街地再開発、区画整理事業等を活用するなど、重点的に施策の展開を図る必要があります。

- **誘導すべき地域の検討に当たっては、人口集積、商業集積、公共交通機関等のアクセスの利便性、道路交通ネットワークの安全性・円滑さ等を総合的に勘案することが必要です。**

例えば、用途地域のうち、商業地域は商業機能の集積が高く、都市基盤整備の進んだ地域であることから、そのような地域を中心として範囲を定めることが考えられます。

誘導すべき地域とする中心市街地は、基本的には、中心市街地活性化法第2条に定める中心市街地の概念を参考にすることが有効ですが、必ずしもそれによる必要はなく、各市町村が人口集積、商業集積、公共交通機関等のアクセスの利便性等を総合的に判断し定めた地域であれば、国の中心市街地活性化計画の認定条件のように各市町村に一箇所である必要もありません。（ただし、中心市街地活性化法による基本計画の認定を申請する市町村にあっては、同法の基準により選定する中心市街地（原則各市町村に一箇所）を含む必要があります。）

- その一方で、都市機能の拡散を防止し、都市インフラの整備・維持管理コストの抑制や、周辺環境や交通への負荷の軽減のために、**郊外における大規模小売店舗等の立地を抑制する必要があります。**

- とりわけ、今回の都市計画法の改正後においても大規模集客施設の立地が可能な準工業地域は用途制限が緩く、多様な建築が可能となっています。

また、その分布の状況も様々であり、中心市街地内において、商業系、住居系の用途地域と混在している場合もあれば、周辺部において工業地域・工業専用地域と混在している場合もあります。その中には、大規模小売店舗等の立地に適している地域だけでなく、立地が適当でない地域が多く存在するにもかかわらず、工場跡地等の広い面積の遊休地に、大規模小売店舗等が新たに立地する例が多数見られる状況にあります。

このようなことから、市町村がこの準工業地域における大規模小売店舗等、特に今回の法改正で規制が強化された大規模集客施設の立地をど

う抑制していくかが大きな鍵となります。

そこで、市町村においては、中心市街地等の大規模小売店舗等の立地を誘導すべき地域を除き、**準工業地域への大規模集客施設の立地を原則として抑制することが望ましいと考えます。**

- その場合、抑制する手法・範囲や実施時期等については、市町村が自らの判断で選択・決定する必要があります。

ウ 市町村の自主的な施設配置の検討を促す仕組み

また、本ガイドラインに即した取組を進めようとする市町村を支援するため、県は市町村の要望などに応じて、周辺市町村も参画する大規模小売店舗の適正立地を誘導するための協議・検討の場としての「**商業・まちづくり協議会（仮称）**」を設置し、必要な助言を行います。

(2) 事前協議のルール化と地域貢献の促進

(特定大規模小売店舗の設置者に対するもの)

- ① 特定大規模小売店舗（店舗面積が3,000㎡以上の新設店舗及び3,000㎡以上増床する既設店舗）の設置者に対し、大規模小売店舗立地法の届出等に先立ち出店概要書の提出を求める。
- ② 特定大規模小売店舗の設置者に対し、出店に先立ち地域貢献計画書の提出を求める。

- 大規模小売店舗の出店に関しては、大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）により周辺環境（騒音、廃棄物、交通渋滞等）との調整を行えば、建築や環境関係の諸法令に抵触しない限り、原則自由に立地できます。

しかしながら、現在の大規模小売店舗は大型化・複合化の進展により、その商圈も大幅に拡大し、周辺環境のみならず、住民生活そのものに大きく影響を与えることとなっています。
- また、小売業は地域密着型産業であることから、その地域貢献への期待も大きく、とりわけ大規模小売店舗には近年注目が集まっている企業の社会的責任（CSR）の観点からも、主体的な地域貢献が求められています。
- そこで、大規模小売店舗を設置・運営する事業者の方々の御理解と御協力の下、地域と調和し、末永く事業を継続できるような共生型の店舗立地を目指し、「住民・行政機関等との事前協議の充実」と「主体的な地域貢献の促進」を図るための手続きを定めることとします。
- 当面はすべての店舗ではなく、広域的に影響の大きい店舗面積3,000㎡以上の店舗を対象とし、手続きをお願いしてまいります。
- この手続きを行うかどうかは任意ですが、出店手続きの円滑化や地域の店舗に対する理解の促進に効果がありますので、是非とも御協力をお願いいたします。

ア 事前協議のルール化―出店概要書に係る諸手続

(ア) 目的

生活環境に大きな影響をもたらす大規模小売店舗が、出店計画の情報提供を早期に行い、関係者との十分な協議の機会を確保することにより、地域に密着する施設としての役割を果たし、地域社会とのよりよい共生関係を築くことを目的とし、以下の手続きを定めます。

(イ) 対象となる大規模小売店舗

次のいずれかに該当する大規模小売店舗（以下「特定大規模小売店舗」という。）の設置者は、(ウ)に定める出店概要書を提出してください。

- ・ 店舗面積が3,000㎡以上の新設店舗
- ・ 店舗面積を3,000㎡以上増床する既設店舗
(既設建物の全部又は一部を用途変更する場合を含む)

※ただし、名古屋市内に立地するものは除く。

(名古屋市が定める要綱等により手続きを行ってください。)

※店舗面積とは大店立地法第2条で定義された面積と同様とする。

(階段、エスカレーター、売場間通路等を除く。)

(ウ) 出店概要書

① 出店概要書の提出

特定大規模小売店舗を新設又は増床しようとする設置者は、あらかじめ県へ出店概要書（様式第1号）を提出してください。

出店概要書には以下の事項を記載してください。

- ・ 店舗の名称
- ・ 出店（予定）場所
- ・ 店舗面積（増床前後の面積）
- ・ 営業時間（開店時間、閉店時間）
- ・ 主な小売店（核テナント）
- ・ 想定する商圈（市町村）及び入出店ルート
- ・ 出店までのスケジュール（開店予定日等） 等

② 提出の時期

出店概要書は、次のいずれか最も早い時期までに提出してください。

- ・都市計画法第30条に基づく開発行為許可申請をするとき
(開発行為許可申請が不要な場合を除く)
- ・建築基準法第6条及び第6条の2に基づく建築確認申請の3ヶ月前
- ・農地法第4条又は第5条に基づく農地転用許可申請をするとき
(農地転用許可申請が不要な場合を除く)
- ・大店立地法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく店舗の新設、変更の届出の3ヶ月前

③ 提出先

愛知県産業労働部商業流通課街づくりグループ

④ 出店概要書の公表

県は、出店概要書の提出があったときは、関係市町村にその内容を通知するとともに、速やかに県のホームページによりその内容を公表します。

(エ) 地域説明会・現地連絡会議・県庁内連絡会議の開催

① 地域説明会の開催（開催回数1回以上）

出店概要書の提出者（以下「提出者」という）は、以下のとおり地域説明会を開催してください。

- ・提出者は、県と協議の上で、原則、出店（予定）市町村において、提出から1ヶ月以内に当該概要書の内容を周知するための地域説明会を開催してください。
- ・地域説明会の参加対象者は、原則として地域住民及び自治会、町内会、学校、PTA、商工団体（商工会議所・商工会、商店街振興組合等）等としますが、周知団体とその周知範囲については県・関係市町村と協議の上で決定してください。
- ・地域説明会の開催日時・会場は、参加者の利便性に配慮し、県・関係市町村と協議の上で決定してください。
- ・地域説明会の開催について、県、関係市町村、自治会、町内会、学校、PTA、商工団体等の協力を得て、事前に広報してください。
- ・地域説明会は、提出者が全てを運営し、参加者の質問等に対しては

誠意をもって回答してください。

- ・市町村の条例・要綱等により、大店立地法等の手続きに先立って地域住民に対する説明会が開催される場合には、それをもってこの地域説明会に代えることができます。
- ・地域説明会は、周辺環境に配慮した円滑な出店を行うために開催するものであり、商業調整（小売業の地域的な需給調整）を行うものではありません。
- ・地域説明会を開催したときは、開催結果の概要を記載した「地域説明会結果報告書」（様式第2号）を速やかに県及び関係市町村に提出してください。

② 現地連絡会議の開催（開催回数1回）

提出者は以下のとおり県が主催する現地連絡会議へ出席し、説明を行ってください。

- ・県は提出から1ヶ月以内に、市町村及び関係機関等における事前協議を行うため、原則、出店（予定）地の市町村で現地連絡会議を開催します。
- ・現地連絡会議の参加対象者は、出店（予定）地の市町村関係部局、県の出先機関及び所轄警察署とします。

また当該店舗の商圈が複数市町村に及ぶ場合には、その全ての市町村関係部局とします。

- ・県は、現地連絡会議の結果を取りまとめ、提出者及び市町村関係部局等へ通知します。

③ 県庁内連絡会議の開催（開催回数1回）

提出者は、以下のとおり県が主催する県庁内連絡会議へ出席し、説明を行ってください。

- ・県は提出から2ヶ月以内に、県関係機関における事前協議を行うため、県庁内連絡会議を開催します。
- ・県庁内連絡会議の構成員は、愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱に定める大規模小売店舗立地法庁内連絡会議の構成員とします。
- ・県は、県庁内連絡会議の結果を取りまとめ、提出者及び関係機関へ通知します。

・ただし、案件に応じて開催しない場合があります。

イ 自主的な地域貢献の促進－地域貢献に関する諸手続

(ア) 目的

企業の社会的責任は、全ての業種に対して求められるものでありますが、とりわけ小売業には地域密着型産業としての性格から、地域との十分な連携のもと、まちづくりのための多面的・総合的・継続的な取組みを推進し、地域社会へ積極的に貢献することが期待されています。

特に、大規模小売店舗については、その規模ゆえに出店や退店によって、周辺地域のまちづくりに大きな影響を与えることになることから、より地域に密着した社会貢献活動に期待が寄せられています。

また、商工会議所・商工会や商店街振興組合等は、地域のまちづくり活動の中心的な担い手となる公共的団体ですが、こうした団体に大規模小売店舗が加入・協力することは、各団体の組織基盤の強化に大きく貢献し、地域の安心・安全の保持、伝統文化の伝承など地域コミュニティ活動の活性化に寄与することから、積極的な連携が求められています。

こうした状況の中、改正中心市街地活性化法において、事業者等にまちづくりへの参加・協力を求める「事業者の責務」に関する規定が新設されるとともに、日本チェーンストア協会や日本百貨店協会等が、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインを策定・公表するなど、自主的な地域貢献についての社会環境も整備されつつあります。

そこで、大規模小売店舗が自主的に取り組もうとする地域貢献策を公表し、地域との対話の機会を設け、長期的な視野に立って積極的な地域貢献活動に取り組むことにより、地域から愛され、必要不可欠な店舗として地域に根付き、地域社会との永続的な共生関係を築くことで、小売業の長期的な発展と魅力あるまちづくりの実現を目指し、以下の手続きを定めます。

なお、以下の手続きは、特定大規模小売店舗（店舗面積 3,000 m²以

上)を対象としておりますが、それ以外の店舗についても、自主的・積極的な地域貢献の取組みを期待しています。

(イ) 地域貢献計画等

① 地域貢献計画書の提出

特定大規模小売店舗を新設又は増床しようとする設置者は、県に地域貢献計画書(様式第3号)を提出してください。

地域貢献計画書には、次に掲げる事項を記載してください。

- ・特定大規模小売店舗の概要
- ・実施を予定している地域貢献活動の具体的な計画
(別表「地域貢献活動事例一覧」を参照)
- ・地域貢献担当窓口の部署及び連絡先

※ただし、名古屋市内に立地するものは除く。

(名古屋市の定める要綱等により手続きを行ってください。)

- ・地域貢献計画書の作成に当たっては、入居テナントとの協力体制の確立に努めてください。
- ・地域貢献計画の期間は、地域貢献計画書の届出日を含む事業年度を初年度とし、当該年度から5年間とします。

② 提出の時期

地域貢献計画書は、出店概要書の提出以降、当該施設の新設又は増床の6ヶ月前までに提出してください。

また、継続的に地域貢献活動を実施するため、次期の地域貢献計画書については、最終事業年度の末日の3ヶ月前までに提出してください。

③ 提出先

愛知県産業労働部商業流通課街づくりグループ

④ 地域貢献計画書の変更

- ・地域貢献計画書の提出者(以下「提出者」という)は、届出内容に変更があったときは、地域貢献変更計画書(様式第4号)を速やかに県に提出してください。

- ・地域貢献変更計画書の作成に当たっては、入居テナントと協力体制の確立に努めてください。

⑤ 地域貢献（変更）計画書の公表

県は地域貢献（変更）計画書の提出があったときは、関係市町村にその内容を通知するとともに、速やかに県のホームページによりその内容を公表します。

(ウ) 地域貢献懇談会の開催（開催回数1回以上）

提出者は、以下のとおり地域貢献懇談会を開催してください。

- ・提出者は、県と協議の上、原則、出店（予定）市町村において、提出から2ヶ月以内に当該計画書の内容を周知し、意見交換するための地域貢献懇談会を開催してください。なお「地域説明会」または大店立地法に基づく「住民説明会」と併せて開催しても構いません。
- ・地域貢献懇談会の参加対象者は、原則として地域住民及び自治会、町内会、学校、PTA、商工団体（商工会議所・商工会、商店街振興組合等）等としますが、周知団体とその周知範囲については県・関係市町村と協議の上で決定してください。
- ・地域貢献懇談会の開催日時・会場は、参加者の利便性に配慮し、県・関係市町村と協議の上で決定してください。
- ・地域貢献懇談会の開催について、県、関係市町村、自治会、町内会、学校、PTA、商工団体等の協力を得て、事前に広報してください。
- ・地域貢献懇談会は、提出者が全てを運営し、参加者の質問等に対しては誠意をもって回答してください。
- ・地域貢献懇談会は、店舗と地域住民等との相互理解の促進や、地域のまちづくりに対する協働体制の樹立のために開催するものであり、商業調整（小売業の地域的な需給調整）を行うものではありません。
- ・提出者は、地域貢献懇談会を開催したときは、開催結果の概要を記載した「地域貢献懇談会結果報告書（様式第5号）」により、速やかに県及び関係市町村に提出してください。

(エ) 地域貢献実施状況報告書の提出

- ・地域貢献（変更）計画書に記載された地域貢献活動の実施状況については地域貢献実施状況報告書（様式第6号）を毎事業年度の終期後1ヶ月以内に県に提出してください。
- ・県は、地域貢献実施状況報告書の提出を受けたときは、速やかに県のホームページによりその内容を公表します。

(オ) 地域貢献活動報告書の提出

- ・平成20年4月1日（本ガイドライン施行日）において現に店舗面積が3,000㎡以上の大規模小売店舗を設置している者（既に大店立地法の適用を受けている店舗に限り、大店立地法の手続中のものを含む）は、施行日以後に大店立地法の届出をする際または施行日から6ヶ月後のいずれか早い時期までに、地域貢献活動報告書（様式第7号）を県に提出してください。

また、施行日以降に大店立地法附則第5条第1項の届出（3,000㎡以上の増床の届出を除く）により大店立地法の適用を受けることとなった店舗面積が3,000㎡以上の大規模小売店舗を設置している者については、その届出の際に、地域貢献活動報告書を県に提出してください。

上記により地域貢献活動報告書を提出した者は、その翌事業年度以降、大店立地法の届出をするたびに、同報告書を提出してください。ただし、同一年度に2回以上の届出がある場合には、2回目以降は提出の必要はありません。

- ・県は地域貢献活動報告書の提出があったときは、速やかに県のホームページによりその概要を公表します。

4 ガイドラインの施行及び適用時期

本ガイドラインは、平成20年4月1日より施行し、特定大規模小売店舗については、平成20年7月1日以降に、大店立地法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく店舗の新設、変更の届出を行うものにつき適用します。

(別表) 地域貢献活動事例一覧

| 項 目 | 細 目 |
|---------------------------------|---|
| <p>1 地域づくりの取組への協力</p> | <p>①市町村が進める地域づくりへの協力 ②商工会議所・商工会・商店街振興組合等への加入 ③地域づくりに取り組む団体等への協力 ④祭りや各種行事を実施する自治会等への協力 ⑤地域経済団体等の活動に対する助言、情報の提供 ⑥地域特産品の積極的なPRと販売促進 ⑦地産地消に向けた取組への協力 ⑧買物弱者対策への協力 ⑨その他地域づくり等への協力</p> |
| <p>2 地域雇用確保への協力</p> | <p>①地域及び県内からの雇用の促進 ②安定的雇用の確保 ③障害者雇用の促進 ④少子化対策・男女共同参画の推進 ⑤その他地域雇用確保等への協力</p> |
| <p>3 防犯・青少年非行防止対策の推進</p> | <p>①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施 ②深夜営業や営業時間外の防犯・青少年の非行防止対策の実施 ③人通りの少ない場所に対する巡回の実施等 ④緊急通報体制の確立 ⑤その他防犯等への協力</p> |
| <p>4 地域防災への協力</p> | <p>①災害時の避難場所等の提供、地域との連携 ②緊急時の物資の提供 ③災害等発生時におけるボランティア活動への取組 ④防災訓練等への参加・協力 ⑤その他地域防災への協力</p> |

| 項 目 | 細 目 |
|------------------------|---|
| 5 ユニバーサルデザイン 対策等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①ユニバーサルデザインの導入 ②その他ユニバーサルデザイン対策に関する取組 ③地域の授産施設等の製品の取り次ぎ・取り扱い |
| 6 環境対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ①ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施 ②「ノーレジ袋」・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施 ③環境美化対策の実施・協力 ④省エネルギー対策の実施 ⑤ISO14001の認証取得 ⑥公共交通機関の利用促進 ⑦その他環境対策に関する取組 |
| 7 核テナント撤退や店舗 閉鎖時の対策 | <ul style="list-style-type: none"> ①早期の情報開示・提供 ②後継店の確保 ③従業員の雇用の確保 ④店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止 ⑤その他核テナント撤退等の対策 |
| 8 その他の対策 | <ul style="list-style-type: none"> ①食品等の安全・安心の確保 ②景観形成、街並みづくりへの配慮、<u>景観協定</u>など地区の景観形成の取組に対する協力 ③その他の地域貢献活動 |

地域貢献活動の内容（事例）

1 地域づくりの取組への協力

①市町村が進める地域づくりへの協力

- ・中心市街地の活性化のために実施される各種の取組に対する参画や、景観づくり、緑化推進、環境対策及び国際交流など、市町村が進める地域づくりの取組への協力

②商工会議所・商工会・商店街振興組合等への加入

- ・設置者及びテナント事業者の商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入

③地域づくりに取り組む団体等への協力

- ・まちづくり機関等まちづくり関係団体に対する、まちづくりに必要なノウハウを有する人材の紹介等
- ・近隣商店街や商工会議所・商工会が実施する共同売出し等のイベントへの参加・協力等

④祭りや各種行事を実施する自治会等への協力

- ・地域の祭りや伝統行事、レクリエーション・スポーツ大会等の各種行事を実施する自治会等の活動への参加・協力、活動場所の提供等
- ・地域で行われるボランティア、NPO等の活動や様々な文化活動に対する参加・協力

⑤地域経済団体等の活動に対する助言、情報の提供

- ・商店街等の店舗運営に必要なノウハウを有する人材の紹介や情報提供・技術支援

⑥地域特産品の積極的なPRと販売促進

- ・PR及び販売コーナーの設置など
- ・県内の農協、漁協や市場等との県産農林水産物や加工品の取引

の促進

- ・地域特産品を活用した新商品の開発等、地域特産品の販売や需要拡大への協力

⑦地産地消に向けた取組への協力

- ・自治体の地産地消の推進に向けた取組等への協力
- ・いいともあいち推進店の登録

⑧買物弱者対策への協力

- ・高齢者向けの宅配サービス等
- ・買物バスの運行

⑨その他地域づくり等への協力

- ・地域のコミュニティ意識の醸成のため、地域の人がいつでも気軽に立ち寄り、交流を深めることができるスペースの提供等
- ・地域及び県内の商工業者からの依頼に基づく商品開発等に対する支援・指導等
- ・地域及び県内の事業者との取引促進及びテナント事業者に対する県内事業者との取引の奨励
- ・地域及び県内商業者のテナント入居への積極的な配慮
- ・自治体における子育て家庭支援の取組への協力

2 地域雇用確保への協力

①地域及び県内からの雇用の促進

- ・従業員の地域や県内からの優先的な採用

②安定的雇用の確保

- ・正社員採用への配慮

③障害者雇用の促進

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の遵守及びこれらの法律の基準を上回る積極的な雇用の促進

④少子化対策・男女共同参加の推進

- ・高齢者、結婚や出産により退職した女性等の再雇用、母子家庭の母の雇用等

⑤その他地域雇用確保等への協力

- ・地元の大学、専門学校等からのインターンシップの受入れ
- ・採用後の各種資格の取得促進や研修等による従業員の資質向上への積極的な取組

3 防犯・青少年非行防止対策の推進

①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施

- ・見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置及び制服警備員による警備の強化等

②深夜営業や営業時間外の防犯・青少年の非行防止対策の実施

- ・防犯や青少年非行防止のための声かけ、深夜営業時の警備強化、深夜営業の自粛
- ・営業時間外における駐車場出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員の巡回等

③人通りの少ない場所に対する巡回の実施等

- ・人通りの少ない場所における制服警備員や従業員による定期的な巡回の実施

④緊急通報体制の確立

- ・店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領の策定及び迅速な避難誘導措置等の緊急通報体制の確立

⑤その他防犯等への協力

- ・地域で行われる防犯活動への積極的な参加・協力

4 地域防災への協力

①災害時の避難場所等の提供、地域との連携

- ・災害時における避難場所、救護場所及び資機材や車両の一時集

- 積・駐車場所として駐車場敷地等の提供
- ・災害発生時における地域住民との共助による救助活動の実施
- ・応急復旧活動への従業員の参加等による防災活動における地域住民との連携

②緊急時の物資の提供

- ・災害時における市町村等からの緊急物資の提供依頼に対する協力

③災害等発生時におけるボランティア活動への取組

- ・県内被災地への災害ボランティアとしての従業員の積極的な派遣
- ・ボランティア休暇取得に対する環境整備

④防災訓練等への参加・協力

- ・地域で実施される防災訓練等への積極的な参加・協力

⑤その他地域防災への協力

- ・AED 設置救急ステーション認定取得への積極的な取組

5 ユニバーサルデザイン対策等の推進

①ユニバーサルデザインの導入

- ・こども、子育て家庭や高齢者、障害のある人等に優しい、誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮
- ・駅、病院、福祉施設、文化施設等からの来店経路のユニバーサルデザイン化

②その他ユニバーサルデザイン対策に関する取組

- ・ユニバーサルデザイン関連商品の取扱いや同商品コーナーの設置等によるユニバーサルデザインの普及への協力
- ・ユニバーサルデザインに配慮したサービス・情報の提供
- ・従業員研修等を通じた従業員への「ユニバーサルデザイン意識」の啓発

③地域の授産施設等の授産製品の取り次ぎ・取り扱い

- ・地域の授産施設等で製作された授産製品の展示会の開催や商品販売への協力、授産製品の取り扱い

6 環境対策の推進

①ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施

- ・敷地内の緑化及び店舗屋上・壁面の緑化の推進
- ・駐車場内におけるアイドリングストップの呼びかけ

②「ノーレジ袋」・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施

- ・量売りやマイバッグ持参運動等を通じた「ノーレジ袋」化やトレイ削減の推進
- ・包装紙・紙袋の簡素化等による簡易包装の励行
- ・リサイクル製品の販売とグリーン購入の実践
- ・分別排出・分別収集・再商品化の徹底や資源回収ボックスの設置
- ・食品廃棄物の排出抑制や生ゴミの堆肥化等の再利用の促進
- ・店舗建築におけるリサイクル製品の積極的な利活用

③環境美化対策の実施・協力

- ・定期的な店舗周辺の清掃美化活動の実施
- ・ゴミ箱の適切な設置による来客者のポイ捨ての防止

④省エネルギー対策の実施

- ・過剰な照明の削減と省エネ型の照明器具の設置及び定期的な清掃や保守点検の実施
- ・太陽光発電装置や小型風力発電装置等の新エネルギー設備の設置
- ・断熱素材の使用、コージェネレーション設備等の設置

⑤ISO14001の認証取得

- ・環境マネジメントシステムに関する国際的規格である I S O 1 4 0 0 1 の認証取得

⑥公共交通機関等の利用促進

- ・鉄道駅からのシャトルバスの運行確保等による、公共交通機関の利用促進
- ・平日に余裕のある店舗駐車場を通勤者のパーク・アンド・ライド駐車場として活用
- ・駐輪場の整備等による自転車利用の促進

⑦その他環境対策に関する取組

- ・駐車場の透水性舗装や屋根雨水の地下浸透施設設置、雨水貯留施設設置等による雨水の流出抑制対策の推進
- ・店舗排水処理対策の推進
- ・樹木への散水や掃除に使用する雑用水への雨水の利用
- ・周辺住民や農作物等に悪影響を与えないような屋外照明や広告搭載照明等の適切な設置・運用（設置場所、下方点灯の器具の使用、方向、強さ及び点灯時間等）

7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策

①早期の情報開示・提供

- ・地域商業活動からの撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示、地域住民、県及び市町村への十分な情報提供

②後継店の確保

- ・失業者の発生や地域住民の買い物の利便性の低下を極力抑えるための後継店・大型店承継者の確保

③従業員の雇用の確保

- ・従業員の配置転換や再就職支援等による雇用の確保

④店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

- ・適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止

⑤その他核テナント撤退等の対策

- ・撤退後も再利用可能な店舗建築設計・レイアウト・資材への配慮

8 その他の対策

①食品等の安全・安心の確保

- ・食品等の安全・安心の確保のための安全管理体制の構築

②景観形成、街並みづくりへの配慮、景観協定など地区の景観形成の取組に対する協力

- ・地区の住民等との景観協定の締結
- ・店舗等の形態意匠（形・色・模様等）の街並みとの調和
- ・地域の良い景観形成に向けた取組への積極的な協力
- ・植栽等による緑化の推進
- ・景観条例や屋外広告物条例を遵守した地域の景観への配慮

③その他の地域貢献活動

- ・地域で行われる各種交通安全運動等への参加・協力
- ・店内放送による交通事故防止啓発、交通安全ポスター等の掲示
- ・子供たちの健全な育成への支援
- ・公園、遊具など遊び場の提供
- ・その他の地域貢献活動